

薬師堂跡 本当は どこ？

東郷の民話2「身がわり薬師さん」の絵本は、部田地区にある東光寺の「紙捻(こより)薬師像」にまつわる伝承のお話です。この「紙捻(こより)薬師像」は、東光寺に祀られる前は別の場所に祀られていたということで、その場所が「薬師堂跡」とか「元薬師」という呼称で村誌などに紹介されています。

東郷町教育委員会では、昭和55年度に町制施行10周年を記念して、元の場所に近い位置に「薬師堂跡」という石標を建てていますが、文献等により元の場所の位置が異なった地番で表記されていたり、誤字も見受けられますので、正しい地番や誤字等について調査・検証しました。

その内容は以下のとおりです。

1 「こより」の漢字表記について

- (1) 村誌(296 頁)では、「紙捻」の文字が使用されています。
この漢字も「こより」と読みますが、民話絵本や「東郷の地名考」など、他の文献では「紙捻」の文字が使用されています。
- (2) 東光寺境内に建てられている石標には「紙捻」と記載されています。
- (3) 文化財物語(242 頁)に記載されている「紙捻」の「捻」の字は、「捻」の誤字と考えられます。
- (4) 「紙捻」も「こより」と読みますが、「捻」の字は糸をねじったものを意味しているので、全く別のものといえます。
これらの状況から東光寺の“こより薬師”の漢字表記は、「紙捻」が相当であると解釈されます。



「東光寺」と「紙捻薬師」の石標

2 「薬師堂跡(元薬師)」の場所について

- (1) 文化財物語(242 頁)の「字西前599番地」の表記は、部田地区内の旧来からの地番が4000番台から6000番台で付番されていることから疑義があります。
文章中の「県道瀬戸大府線から東へ100mぐらい入ったところ…」の該当する場所に東光寺の旧所有地があり、その土地の地番「5997番地」の誤記と考えられます。
- (2) 尾張東郷町の地名考(546 頁)の「字西前159」の地番は、薬師堂のあった場所ではなく、「薬師堂跡」の石標を設置してある土地の地番です。

土地改良事業により設けられた水路敷の土地内に土地改良工区の承諾を得て建てられました。





「薬師堂跡」石標



民話絵本表紙



こより薬師像

参考文献

- ① 村誌 296 頁(昭和 32 年 12 月刊)
- ② 文化財物語 242 頁(昭和 57 年 3 月刊)
- ③ 尾張 東郷町の地名考 546 頁(平成元年 11 月刊)
- ④ もっこく5号 98 頁(昭和 54 年 3 月刊)
- ⑤ もっこく9号 30 頁(昭和 58 年 3 月刊)
- ⑥ 町の文化財基礎調査票(昭和55年9月19日)
- ⑦ 絵本 東郷の民話 2身がわり薬師さん(平成 14 年 12 月刊)

既刊の文献に対する検証と訂正・補足

- ① 「村誌 296 頁(昭和 32 年 12 月刊)」

「元薬師堂跡」⇒「元薬師」の誤記。 「紙燃薬師」⇒「紙捻」の誤記。

- ② 「文化財物語 242 頁(昭和 57 年 3 月刊)」

「紙捻薬師」⇒「紙捻」の誤記。

「字西前599番地」⇒「字西前の地区内」はもちろん、部田地区内で500番台の地番はありえない。部田地区の地番は、4000番台から6000番台となっている。文章中の「県道瀬戸大府線から東へ100mぐらい入ったところ」の該当する地に東光寺の旧所有地があり、その土地の地番「5997番地」(面積 723 m²)の誤記と考えられる。

- ③ 「尾張 東郷町の地名考 546 頁(平成元年 11 月刊)」

「字西前159」⇒この地番は、「薬師堂跡」の石標を設置してある土地の地番。土地改良事業により設けられた水路敷の土地であり、薬師堂のあった旧地番「5997 番地」の範囲に含まれるかあるいは、隣接地と考えられる。

「春木4997番地」にあった⇒この地番の場所は、現在の「字起内」の位置に該当し、部田集落からは、かなり南に離れている。周囲に何も無い低地であり、伝承されているような堂の火災は起こりにくく不自然であることから「5997番地」の誤記と考えられる。